

令和3年9月22日

関係者各位

再生債務者 株式会社J Cサービス
管財人 弁護士 深 山 雅 也

民事再生手続廃止に関するお知らせ

拝啓 平素より株式会社J Cサービス（以下「当社」といいます。）の事業に多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、本年5月27日に東京地方裁判所より民事再生手続開始の決定（令和3年（再）第10号）を受け、同決定と同時に、民事再生法64条1項に基づき管理命令が発令されて当職が管財人に選任され、管財人のもとで事業を継続して参りました。

そして、これまで事業を継続する中で、業務委託料などの将来収益が見込まれる案件については、業務委託先との間で精算の合意を交わすなどして早期かつ確実に収益を実現させ、債権者への弁済原資の確保を図って参りました。

もともと、再生手続開始決定後の新規受注案件は存在せず、今後、開発途上の案件に関する契約上の地位や権利を換価・回収していくうえでは、当社の事業そのものを維持・継続させる必要性は乏しく、むしろ、事業を継続するために必要となる人件費その他の事業コストを勘案すると、事業継続を前提とする民事再生手続において債権債務の精算を図っていくことは、事業コストを要しない破産手続による処理と比較して、再生債権者の利益を害することとなるものと見込まれます。

そのため、今後の対応としては破産手続による処理を進めることが適切であると思料し、今般、管財人において民事再生手続の廃止を上申したところ、東京地方裁判所は、民事再生法191条1号に定める事由（決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき）があるとして、本年9月9日、民事再生手続を廃止する旨の決定をいたしました。

また、民事再生手続廃止決定と同時に、「本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。」との民事再生法251条に基づく決定（いわゆる包括的禁止命令）が下されました。

今後、当社については、破産手続を通じて適正かつ公平な清算が行われることになるものと見込まれますが、その具体的な手続が定まりましたら、改めてお知らせ申し上げます。

関係者各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社J Cサービス 管財人室

電話 03-3343-8783

(平日午前10時～午後5時まで)